派遣元責任者講習テキスト 労働者派遣法(第3版4刷)正誤表

頁行	正	誤
37頁	(<u>24</u> ページ参照)	(<u>23</u> ページ参照)
8行		
	(公表等)	(公表等)
	第49条の2 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受け	第49条の2 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供
235頁	る者が・・・(中略)・・・勧告することができる。	を受ける者が・・・(中略)・・・勧告することができる。
左段	2 厚生労働大臣は、派遣先が第40条の2第1項の規定に違反し	左記下線部2を挿入
下から	て労働者派遣の役務の提供を受けており、かつ、当該労働	
2行	者派遣の役務の提供に係る派遣労働者が当該派遣先に雇用	
	されることを希望している場合において、当該派遣先に対	
	<u>し、第48条第1項の規定により当該派遣労働者を雇い入れ</u>	
	<u>るように指導又は助言をしたにもかかわらず、当該派遣先</u>	
	がこれに従わなかつたときは、当該派遣先に対し、当該派	
	<u>遣労働者を雇い入れるように勧告することができる。</u>	
	<u>3</u> 厚生労働大臣は、 <u>前2項</u> の規定による勧告をした場合	2 厚生労働大臣は、 <u>前項</u> の規定による勧告をした場合
320頁	17.有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準	17.有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準
	平成15年10月22日厚生労働省告示第357号	平成15年10月22日厚生労働省告示第357号
	最終改正: <u>平成24年10月26日厚生労働省告示第551号</u>	最終改正: 平成20年1月23日厚生労働省告示第12号
		(契約締結時の明示事項等)第1条 削除
	(雇止めの予告)	(雇止めの予告)
	<u>第1条</u> 使用者は、 <u>期間の定めのある労働契約</u> (当該契約を3	<u>第2条</u> 使用者は、 <u>有期労働契約</u> (当該契約を3回以上
	(雇止めの理由の明示)	(雇止めの理由の明示)
	<u>第2条</u> 前条の場合において、使用者は、労働者が更新しない	第3条 前条の場合において、使用者は、労働者が更新
	こととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なく	しないこととする理由について証明書を請求したと
	これを交付しなければならない。	きは、遅滞なくこれを交付しなければならない。
	2 <u>期間の定めのある労働契約</u> が更新されなかった場合にお	2 <u>有期労働契約</u> が更新されなかった場合において、
	NT.	(契約期間についての配慮)
	(契約期間についての配慮)	<u>第4条</u> 使用者は、 <u>有期労働契約</u> (当該契約を1 回以上
	<u>第3条</u> 使用者は、 <u>期間の定めのある労働契約</u> (当該契約を1	